

中小企業信用保険法の一部改正にともなう  
NPO法人の区制度融資の取扱開始について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また平素は品川区政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

中小企業信用保険法（以下、信用保険法といいます。）の一部改正にともない、特定事業を行う特定非営利活動法人（以下、NPO法人といいます。）が中小企業者として位置付けられ、信用保証制度の対象となります。区ではこの改正にともない、通常の中企業者と同様にNPO法人を区制度融資の対象とし、下記のとおり事業資金の融資あつ旋を行います。

つきましては、お忙しいところ大変恐れ入りますが、ご周知の程よろしくお取り計らいお願い申し上げます。

記

1. 業種および規模要件等

①製造業等 従業員300人以下

②卸売業・サービス業 従業員100人以下

③小売業（飲食業を含む） 従業員50人以下

※信用保証対象業種を営んでいること。

※従業員には雇用関係がないボランティア等は従業員に含みません。

2. 利用可能な制度融資

①事業設備資金

②事業運転資金

③経営支援資金

※セーフティーネット保証の対象となります。

④経営安定化資金

※セーフティーネット保証の対象となります。

⑤ワークライフバランス企業支援資金

⑥環境対策資金

⑦創業支援資金

※創業関連保証および創業等関連保証については対象外となるため、責任共有制度の適用となります。

3. 融資あっ旋要件等

現行の区制度融資に倣います。

4. 申込時の追加資料

通常の中⼩企業者の場合に加えて、事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条に規定する書類）の添付が必要となります。

※例

- ・事業報告書
- ・計算書類（活動計算書および貸借対照表）および財産目録
- ・年間役員名簿
- ・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

5. 取扱開始

平成27年10月1日から

以上

お問い合わせ：経営相談係 TEL 03-5498-6334